

令和元年6月17日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03384

研究課題名（和文）現代法における人と家族を起点とした民事責任法理の構想

研究課題名（英文）Principles of tort law from the viewpoint of person and family in the modern law

研究代表者

白石 友行（SHIRAIISHI, Tomoyuki）

筑波大学・ビジネスサイエンス系・准教授

研究者番号：00571548

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、法における人および家族の捉え方の変容、人の法と家族の法の展開という視点から、民事責任法が人や家族とかがわる場面で生ずる問題を分析するための基礎理論を構築し、民事責任法の解釈および制度設計の枠組を展開するとともに、個別問題への新たなアプローチを提案し、今まさに生じつつある現代的な個別事例への具体的な解釈論や制度設計論を提示するものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現代法における人や家族の捉え方に応えうる民事責任法の本質論、基礎理論、解釈論、制度設計論が提示されている。また、これにより、現代法において生起する人や家族に関わる民事責任法の個別問題に対して、理論的・体系的に基礎付けられ、かつ、現実の人や家族のあり方を踏まえた実際的なアプローチが提示されているだけでなく、今後起こりうる人や家族に関わる民事責任法上の諸問題を解決する際の指針が提供されている。

研究成果の概要（英文）：The tort law associates with person and family closely. In this study, the basic theories, the theories of interpretation and the theories of institutional design to analyze the problems that concern person or family, and the concrete viewpoints to approach the problems in the modern society are presented.

研究分野：民法

キーワード：民事責任 人 家族 不法行為 損害賠償

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 民事責任法は、人や家族の捉え方と密接に関係する。しかし、一部を除き、個々の問題について人や家族の捉え方との関連で掘り下げた検討がされてきたわけではないし、人や家族の捉え方という総合的かつ包括的な視点から民事責任法全体を分析する作業が行われてきたわけでもない。そのため、民事責任法は人や家族をめぐる現代の状況に十分な形で対応することができていないのではないか、民事責任法は人や家族が関わる具体的場面で理論的・体系的・実際的な問題を内包してしまっているのではないかといった疑問が生ずる。

(2) 一方で、人や家族の捉え方という視点からは、民事責任法が人や家族と関わりを持つ場面では、以下の課題が存在すると考えられる。民事責任法は、現代に生きる人や現代的な家族の多様性をどのように受け止めればよいか、他方で、民事責任法は、場合によっては問題となりうる人や家族の画一的取扱いの要請をどのように評価し、これを受け止めればよいか。民事責任法は、各人や各家族の存在をあるがままに受け止め、実体として存在する人や家族をそのままの形で取り上げるべきであるのか、反対に、民事責任法は、各人に様々な属性が具わっていることや各家族関係に様々な特質があることを踏まえ、諸属性の集合体として構成された人や家族を取り上げるべきであるのか。民事責任法は、各人が自分の生や生き方および家族関係に与えている主観的な意味付けを評価の対象とすべきであるのか、反対に、民事責任法は、法や社会が生や家族関係に与えている客観的な意味を重視して各人の生や家族を評価すべきであるのか。民事責任法は、人や家族の捉え方について、場面に応じて相対的な取扱いを許容すべきであるのか、反対に、画一的または絶対的な取扱いをすべきであるのか。

(3) 他方で、民事責任法の枠組という視点からは、民事責任法が人や家族と関わりを持つ場面では、以下の課題が存在すると考えられる。民事責任法が人や家族と関わりを持つ場面を対象として展開されてきた個々の議論またはその解釈論的・制度設計論的帰結は、民事責任法一般の要件および効果の構造に適合しているか、民事責任法全体の本質や目的、場合によっては、その機能と整合性を有しているのか、民事責任法の枠内で斟酌されるべき対抗価値、および当該問題の解決に際して考慮されるべき諸価値につき、十分な配慮をすることができる枠組であるのか、人や家族が関わるほかの問題の解決や解釈論・制度設計論にどのような影響を及ぼすのか。

(4) 民事責任法が人や家族のあり方と関わりを持つ具体的な場面は、人格権などに代表される被侵害権利や利益の捉え方、人身侵害の場面における損害の捉え方や損害賠償額の算定の方法、過失や被害者の過失の評価の仕方、責任能力の意味や捉え方、素因減額の可否、人の始期および終期に関係する胎児・脳死者・死体等の法的取扱い、監督義務者等責任における監督義務者の意味や免責の捉え方、被害者死亡の場合における損害賠償請求権者の理解、不貞行為の場面など家族上の権利や利益が侵害されたことを理由とする損害賠償請求の可否やその構成の仕方、家族内での不法行為の取扱いまたは家族のメンバーの不注意を理由とした損害賠償の減額の可否等、極めて多い。それにもかかわらず、先行研究では、上記の個々の問題について、人や家族のあり方という視点からの検討が十分に行われていない。従って、(2)および(3)の視点から、上記の個々の問題を検討すること、その上で、その成果を民事責任法全体および人や家族の法全体の問題として受け止めるための法的思考枠組を構築することが求められる。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、法における人および家族の捉え方の変容、人の法と家族の法の展開という視点から、民事責任法が人や家族とかわる場面が生ずる問題を分析するための基礎理論を構築することにある。より具体的に言えば、本研究は、民事責任法が人や家族と関わりを持つ場面で展開されてきた個々の議論を丁寧に分析した上で、フランス法との対比を踏まえながら、隣接する諸制度にも目を向けつつ、1の(2)(3)で提示した課題に応えるための基礎理論を構築し、民事責任法の解釈および制度設計の枠組を展開するとともに、人や家族が関わる個別問題への新たなアプローチを提案したり、今まさに生じつつある現代的な個別事例への具体的な解釈論や制度設計論を提示したりすることを目的としている。

### 3. 研究の方法

本研究は、日本法とフランス法の比較検討を行い、その成果を基礎として、日本法の下での基礎理論および個別問題にかかわる解釈論や制度設計論を展開する。これは、フランスにおいては、民事責任法の個別問題を論ずる際にも人や家族のあり方という視点が明確に意識されており、1で示したような状況にある日本の議論を相対化し、2で提示した研究目的を実現するためには、フランスの議論を分析することが極めて有益であると考えられること、また、人や家族の捉え方には歴史的・社会的・文化的・思想的な要素が大きな影響を与えているため、これらの点にまで目を向けることで、これらの諸点及びこれらを前提とした人や家族の捉え方に存する両国の相違を明らかにすることができ、これによって、日本法の下で展開されるべき基礎理論および解釈論や制度設計論により多くの説得性を付与することができると思われることを踏まえたものである。

#### 4. 研究成果

(2)第一に、本研究は、民事責任法が家族または家族の中で生きる人と関わりを持つ場面について、1(2)と(3)で示した問題関心から、包括的な分析を行った。

まず、本研究は、家族のメンバーとして捉えられる者の生命、身体、自由、人格等が侵害された場合に、その者のいかなる家族のメンバーが、どのような理由に基づき、どのような損害の賠償を請求することができるのかという問題（家族としての保護の問題）を設定し、この問題について、フランスおよび日本の議論の詳細な分析を踏まえて抽出された3つの構想、すなわち、(A)直接被害者との間で形成されていた身分や地位の喪失を問題にする構想、(B)直接被害者との間で構築していた実質的ないし愛情的な関係の喪失を問題にする構想、(C)直接被害者との関係の有無を問うことなく自己の生活や感情への侵害を問題にする構想に即して、家族のあり方および民事責任法の枠組という観点から分析した。その結果、上記の各構想に関して、以下の点が明らかになった。

(A)に関しては、身分や地位の喪失を問題にするだけでは直接被害者が死亡した場面以外で一定の近親者からの非財産的な損害の賠償が認められなくなること、これを肯定するためには、身分や地位に支配的な契機を読み込んでいかざるをえないこと、身分や地位の喪失を問題にするだけでは直接被害者との間で身分や地位を形成していなかった事実上の家族のメンバーからの損害賠償請求が否定されてしまうこと、従って、この構想によると、現代における家族のあり方の多様性を法的に捉えることができないだけでなく、身分や地位を形成させるような法的な家族のメンバーだけが優遇されることになり、特定の家族像を強制する結果にもなりうること等の問題を指摘することができる。また、(C)に関しては、ここでの損害賠償請求を完全に個人の問題として捉えると、請求主体が無限定に拡大してしまうこと、個人主義的な傾向には沿うものの、身分や地位とは別に存在するはずの家族という存在の豊かな内実を全く捉えることができないこと等の課題を指摘することができる。これに対して、(B)では、個別具体的な事情を踏まえ、直接被害者と請求主体との間に存在した実質的な愛情および相互協力の関係が考慮され、これらが失われたと評価される場合に上記の損害賠償請求が肯定されることになる。(B)は、請求主体を過度に拡大することなく、かつ、特定の家族像を強制することなく、多様な家族のあり方を法的に受け止めることができる枠組である。

次に、本研究は、ある者が家族と関わりを持つ形で有している権利または利益を侵害された場合に、その者が、いかなる場合に、どのような理由に基づき、どのような損害の賠償を請求することができるのかという問題（家族に関わる保護の問題）を設定し、この問題について、フランスおよび日本の議論の詳細な分析を踏まえて抽出された4つの構想、すなわち、(A-1)その者が当該家族のメンバーとの間で形成していた身分や地位の侵害を問題にする構想、(A-2)その者が当該家族のメンバーとの間で形成していた身分や地位に由来する権利義務の侵害を問題にする構想、(B)その者が当該家族のメンバーとの間で形成してきた個人としての人格の侵害を問題にする構想、(C)その者が当該家族のメンバーとの間で形成してきた関係とは無関係に存在する個人としての人格や感情への侵害を問題にする構想に即して、家族のあり方および民事責任法の枠組という観点から分析した。その結果、上記の各構想に関して、以下の点が明らかになった。

(A-1)については、(A)と同様の問題に加えて、この構想によると、例えば、第三者がカップルの一方と不貞行為をしたことを理由に他方当事者がこの第三者に損害賠償を請求する場面等に典型的な形でみられるように、損害賠償請求を肯定すると当事者間における相互支配的な契機を強調する結果になってしまうこと、仮に婚姻カップルの規律を非婚カップルにも及ぼすとすれば、非婚カップルの当事者の自由を制約することになってしまうこと等の課題を指摘することができる。(A-2)によれば、(A-1)のように強い相互拘束や自由の制約は想定されないが、そうであるとしても、上記の場面で損害賠償請求を肯定する際には、当事者が不貞行為の相手方にも対抗することができるような形で性的自由を拘束し合っていることを前提とせざるをえない。また、(C)に関しても、(C)と同様の問題に加えて、個人主義的傾向を徹底すると、ある者が妊娠中絶手術の失敗等により子の出産を余儀なくされたケース等で望まない家族関係が形成されたことを理由に損害賠償を請求する場合や、ある者が出生前診断の結果を信用して子を出産したがその子に障害があったことから予定していたのとは異なる形で家族関係が形成されたことを理由に損害賠償を請求する場合でも、これらの請求が肯定されることになり、その結果、生まれてきた子の人格が否定されるという重大な問題を指摘することができる。これに対して、(B)では、家族法上の権利や義務からは切り離れた形で家族のメンバー間に存在した実質的な愛情の関係が考慮され、これが侵害されたと評価される場合に上記の損害賠償請求が肯定されることになる。(B)は、実体としての家族のすべてを取り込みつつ、かつ、当事者の自由を過度に制約することなく、家族という存在の豊かな内実を法的に評価することができる枠組である。

また、本研究は、ある者が家族のメンバーとして捉えられる者の権利や利益を侵害した場合

に、その者が、いかなる場合に、どのような理由に基づき、どのような責任を負うかという問題（家族に対する責任の問題）を設定した。そして、本研究は、この問題について、(ア)当該侵害行為が、親子のような縦の家族関係で生じたものなのか、それとも、カップルのような横の家族関係で生じたものなのか、(イ)当該権利や利益の侵害が、特殊家族的なものなのか、それとも、家族外でも問題となるものであるのか、(ウ)損害賠償請求が、関係継続中にされるのか、それとも、関係解消とともに（または関係解消後に）されるのかという3つの区別基準から抽出された6つの類型ごとに、( )保護対象としてどのような権利や利益が想定されているのかという観点（保護対象レベルでの議論）を基礎として、かつ、およびでの分析成果を参考として抽出された4つの構想、すなわち、(A-1)その者が当該家族のメンバーとの間で形成していた身分や地位それ自体の保護を問題にする構想、(A-2)その者が当該家族のメンバーとの間で形成していた身分や地位に由来する権利義務の保護を問題にする構想、(B)その者が当該家族のメンバーとの間で形成してきた個人としての人格の保護を問題にする構想、(C)その者が当該家族のメンバーとの間で形成してきた関係とは無関係に存在する個人としての人格や感情の保護を問題にする構想に即して、また、( )損害賠償請求が制約されることはあるのか、あるとすればその理由はどこにあるのかという観点（制約手法レベルでの議論）も入れつつ、分析した。その結果、以下の点が明らかになった。

家族に対する責任の場面における上記の各構想については、の各構想に対するのと同様の評価が妥当する。そのため、(B)が出発点とされるべきである。もっとも、家族に対する責任が問題となるケースは極めて多様であるため、特に縦の親子関係では、一定の範囲で(A-1)ないし(A-2)の有用性も否定されない。従って、ここでは、身分や地位に関わる要素の保護を残しつつも、それを取り巻く形で個人としての関係的な人格の保護を図ることが、求められる。そして、その際、家族秩序や家族の平和といった観点から損害賠償請求が制約されることがあってはならない。ここでは、家族のメンバーは問題解決のための自律的な協調者であるという理解を前提に、ほかの法制度やより上位の保護対象との関連で限定的に損害賠償請求が制約されることがあるにすぎない。

最後に、本研究は、ある者が家族外の者の権利や利益を侵害した場合に、その者の家族のメンバーとして捉えられる者が、いかなる場合に、どのような理由に基づき、どのような責任を負うかという問題（家族外に対する責任）を設定し、この問題について、フランスおよび日本の議論の詳細な分析を踏まえて抽出された3つの構想、すなわち、家族のメンバーの責任の基礎を、(A-1)行為者との間に存在した法的な身分や地位それ自体に求める構想、(A-2)行為者との間に存在した法的な身分や地位に由来する義務の違反に求める構想、(B)行為者との間に存在した（身分や地位とは別の）事実上の関係またはこの関係に由来する義務の違反に求める構想に即して、家族のあり方および民事責任法の枠組という観点から分析した。その結果、上記の各構想に関して、以下の点が明らかになった。

(A-1)については、家族内における個人の自律が著しく制約される結果になること、各家族に対して典型的な家族像が強制され、また、家族それ自体の自律性が過度に強調される結果、民事責任法上の問題が家族内での処理に委ねられてしまうこと等の問題を指摘することができる。(A-2)に関しては、身分や地位に由来する義務に着目するだけでは被害者に対して十分な民事責任法上の保護を与えることができない場面が生じてしまうこと、民事責任法上の義務と家族法上の義務とが同一のレベルで把握されることになるため、被害者への賠償を確保するために前者の義務を高度化すると後者の義務まで重くなってしまうこと等に問題がある。これに対して、(B)によれば、家族と関わりを持ちつつ生きている現実の個人が起点とされるため、ある家族のメンバーがほかのメンバーに従属することも、特定の家族像が強制されることも、家族という存在のために個人が犠牲にされることもない。(B)は、現代の多様化した家族のあり方、家族を個人の幸福を実現するための手段として位置付ける見方に適合的である。

(2)第二に、本研究は、民事責任法が人と関わりを持つ場面のうち、人の生と死の問題に焦点を当てて、1(2)と(3)で示した問題関心から、以下の検討を行った。

まず、本研究は、ある者が何らかの責任原因行為により死亡した場合に、その者自身との関連でどのような損害が想定され、その損害がどのように評価されるのかという問題を設定し、4つの視点、すなわち、(A)本人が存在しないことをどのように考慮するのか、つまり、死亡した者がその時点まで生きてきたことにかかわる部分＝現実の生の喪失だけを汲み取るのか、それに加えて、その者がそれ以降も生きるはずであったことに関わる部分＝仮定の生の喪失をも捕捉するのかという視点、(B)個人としての多様性と人間としての画一性をどのように調整するのか、つまり、死亡した者が個別具体的な生を営んできたことにかかわる部分＝個人としての多様な生に焦点を当てるのか、その者が抽象的な人間として生を営んできたことにかかわる部分＝人間としての画一的な生を重視するのかという視点、(C)各人に具わっている様々な属性、例えば、年齢、性別、国籍、障害等にどのような意味を与えるのか、つまり、民事責任法による評価の中心を、死亡した者がひとりの存在として生きてきたことにかかわる部分＝実体としての生に置くのか、その者が様々な属性を有する者として生きてきたことにかかわる部分＝属性の集合体としての生に置くのかという視点、(D)各人が生に対して与えていた主観的意味に配

慮するのか、つまり、民事責任法による生の評価の基礎として、死亡した者が生に付与していた主観的意味を取り入れるか、それとは無関係にその客観的意味だけを取り上げるのかという視点から、フランスと日本の議論を分析した。その結果、以下の点が明らかになった。

一方で、フランスの実定法は、財産的損害と非財産的損害のいずれの賠償でも、多様な個人の(B)、実体としての(C)、主観的な(D)、現実の(A)生の喪失を汲み取り、損害として評価する。これによると、ある者が何らかの責任原因により死亡した場合におけるその相続人からの損害賠償請求は、自由な存在として生きることが人にとって本質的な要素であることを踏まえ、かつ、その人の生き方には直接結び付かない属性から切り離し、また、人間としての評価にも還元させずに、本人の生を評価させるための規律として位置付けられる。ここでは、現実の中で生きてきた個人に焦点を当て本人の生を把握するという意味で、現実の人を起点とするアプローチが採用されている。

他方で、日本の実定法は、財産的損害の賠償については、多様な個人の(B)、実体としての(C)、主観的な(D)、現実および仮定の(A)生の喪失を汲み取り、損害として評価する。これによると、ある者が何らかの責任原因により死亡した場合におけるその相続人からの財産的損害の賠償請求は、自由な存在として働く = 利益を生み出す機械として生きることが人にとって本質的な要素であることを踏まえ、かつ、その人の働き方には直接結び付かない諸属性から切り離し、また、人間としての評価にも還元させずに、本人の働き方を評価させるため規律として位置付けられる。ここでは、現実には生きていないが生きるはずであった個人に焦点を当て本人の生が把握されており、仮定の人を起点とするアプローチが採用されている。また、この構成の実益が相続人としての身分を有する近親者に多額の賠償を付与する点にあることに鑑みれば、これは身分近親者を基底に据えた構想とも評しうる。これに対して、非財産的損害の賠償に関しては、日本の実定法がどのような意味での生を評価しているのかが不明確である(B~D)。自由な存在として働くことのみならず、自由な存在として生きることが人にとって本質的な要素であるならば、非財産的損害の賠償でも、フランス実定法と同様の方向性を目指すことが望まれる。

次に、本研究は、ある者が何らかの責任原因により死に直面したが、当該原因と死との間の関係性が明らかにならない場合に、その者の消えゆく生が生それ自体とは別にどのような意味で損害として捉えられ、その損害がどのように評価されるのかという問題を設定し、(1)での分析成果を参考として抽出された2つの構想、すなわち、(A)その者がどのように生きてきたかを踏まえ当該具体的な生の可能性や期待が侵害されたことを問題にする構想 = 現実の人を起点とするアプローチ、(B)その者がどのように生きてきたかを捨象し、人間としての抽象的な生の可能性や期待が侵害されたことを問題にする構想 = 無色の人を起点とするアプローチを用いて、フランスと日本の議論を分析した。その結果、以下の点が明らかになった。

一方で、フランスでは、生存機会の喪失、死の切迫に関する不安損害、医師等の説明義務違反により害される被侵害利益の捉え方に関わる実定法の状況を見る限り、(A)を基礎に、ある者がどのように生きてきたかを踏まえた具体的な生の可能性が保護対象として想定されている。これによると、ある者が何らかの責任原因により生の可能性を奪われ最終的に死亡した場合におけるその相続人からの損害賠償請求は、具体的な個人が財産および非財産の複合体としての生の可能性を奪われたことを評価させるための規律として位置付けられる。

他方で、日本では、医療の場面における相当程度の可能性の保護にかかわる実定法の状況を見る限り、(B)を基礎に、ある者がどのように生きてきたかを重視することなく抽象的な生の可能性が保護対象として想定されている。これによると、ある者が何らかの責任原因により生の可能性を奪われ最終的に死亡した場合におけるその相続人からの損害賠償請求は、抽象的な人としての生の可能性を保護するための規律として位置付けられる。

また、本研究は、ある者が何らかの責任原因により死亡した場合に、その者のいかなる家族のメンバーが、どのような理由に基づき、どのような損害の賠償を請求することができるのかという問題を設定し、(2)での分析成果を参考として抽出された3つの構想、すなわち、(A)死亡した本人との間で有していた身分や地位の喪失を問題にする構想 = 身分近親者を基底に据えるアプローチ、(B)死亡した本人との間で構築していた実質的な関係の喪失を問題にする構想 = 実質近親者を基底に据えるアプローチ、(C)死亡した本人との関係の有無を問うことなく自身の生活や感情への侵害を問題にする構想 = 関係から切り離された個人を基底に据えるアプローチを用いて、フランスと日本の議論を分析した。その結果、以下の点が明らかになった。

一方で、フランスの実定法では、多くの場合に(B)が基礎とされている。これによると、ある者が何らかの責任原因により死亡した場合におけるその家族のメンバーからの損害賠償請求は、家族関係の存在、特に愛情損害の推定が働くカップルと親子の関係が個人にとって本質的な要素であることを踏まえ、身分から切り離し、また、個人の感情にも還元させずに、家族の愛情や相互扶助を保護するための規律として位置付けられる。ここでは、現実の中で生きてきた個人 = 本人と現実の中で生きている個人 = 家族のメンバーに焦点を当て後者にとっての前者の生を把握するという意味で、現実の人を起点とするアプローチが採用されている。

他方で、日本の実定法でも、(B)を基礎とすることによって初めて論理的に説明を付けることができる解決が採用されているが、学理的な議論では、(A)を当然の前提とするものが多い。このことは、(1)の場面とも相まって、本人と身分的な繋がりの中で生きてきた個人 = 家族のメン

パーに焦点を当て本人の生を把握するという意味での身分上の人を起点とするアプローチが根強いことを示している。

最後に、本研究は、死者または未出生者が何らかの不法行為の対象となった場合、その者の家族のメンバーであった者またはそれになるはずであった者のうちいかなる範囲の者が、どのような理由に基づき、どのような損害の賠償や権利の行使をすることができるのかという問題を設定し、(2)および③での分析成果を参考として抽出された3つの構想、すなわち、(A)法主体としての人の始期または終期を拡張することを前提に、損害賠償請求等の基礎を死者または未出生者が取得した権利に求める構想、(B)損害賠償請求等の基礎を過去に死者との間で構築していたまたは将来的に未出生者との間で構築するはずであった実質的關係の喪失に求める構想、(C)損害賠償請求等の基礎を死者または未出生者から切り離された自己固有の権利や利益の侵害に求める構想を用いて、フランスと日本の議論を分析した。その結果、以下の点が明らかになった。

フランスでは(A)と解釈される裁判例が、日本では(A)と解釈される議論が僅かに存在するものの、両国の実定法は(B)(C)を基礎に据えている。後者によると、死者または未出生者が侵害の対象になった場合におけるその家族のメンバーであった者またはそれになるはずであった者からの損害賠償請求等は、当該家族のメンバー固有の権利や利益を保護することに加え、家族の存在が個人にとって本質的な要素であることを踏まえ、死者との実質的な繋がり、未出生者との実質的關係構築の可能性を保護するための規律として位置付けられる。ここでは、死者の場合には、現実の中で生きてきた個人＝死者との関わりの中で生きていた個人＝家族のメンバーに焦点を当て、未出生者の場合には、現実的に生きるはずであった個人＝未出生者との関わりの中で生きるはずであった個人＝家族のメンバーに焦点を当て、後者にとっての前者の生を把握するという意味で、現実の人を起点とするアプローチが採用されている。

から までの検討を踏まえると、以下の成果が得られる。フランスでは、諸属性から切り離され様々な生き方を持つ現実の人を可能な限り具体的に把握する立場が顕著にみられ、現実の人を起点とするアプローチが貫徹されている。そして、個人としての生き方には、身分から独立した多様な家族関係の中で愛情を育みながら生きることも含まれている。これに対して、日本では、諸属性から切り離され、様々な生き方を持ち、多様な家族関係の中で愛情を受けて生きる人を具体的に把握する基本傾向がある一方で、現実から切り離された身分近親者の保護に力点を置く議論、仮定の生を起点とする議論、人間としての無色の人の保護に重心を置く議論が肯定的に受け止められ、上記の基本傾向が歪められている。その結果、民事責任法上の生と死の場面における人と現代に生きる人との間に一定の不整合も生じている。従って、具体的な人を起点とするアプローチを基礎に据え民事責任法の議論を構築していくことが望まれる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計10件)

- (1)白石友行、民事責任法における人の生 フランス法との比較から見た日本法の特徴と課題、『池田真朗先生古稀記念論文集 民法と金融法の新時代』、2019年、印刷中、査読なし
- (2)白石友行、フランス民事責任法における「家族の保護」(2・完) 家族のあり方と民事責任法の枠組、筑波ロー・ジャーナル26号、2019年、印刷中、査読なし
- (3)白石友行、不法行為裁判例の動向、『民事判例18 2018年後期』、2019年、26-39頁、査読なし
- (4)白石友行、フランス民事責任法における「家族の保護」(1) 家族のあり方と民事責任法の枠組、筑波ロー・ジャーナル25号、2018年、183-253頁、査読なし  
<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/results/>
- (5)白石友行、フランス法における家族のメンバーによる不法行為と責任 家族のあり方と民事責任法の枠組、筑波ロー・ジャーナル23号、2017年、119-175頁、査読なし、  
<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/results/>
- (6)白石友行、民事責任法と家族(3・完) 筑波ロー・ジャーナル22号、2017年、21-68頁、査読なし、  
<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/results/>
- (7)白石友行、民事責任法と家族(2) 筑波ロー・ジャーナル21号、2017年、69-110頁、査読なし、  
<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/results/>
- (8)白石友行、民事責任法と家族(1) 筑波ロー・ジャーナル20号、2016年、59-107頁、査読なし、  
<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/results/>

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。